

○播磨町保育施設等の利用調整に関する規則

平成29年1月25日規則第1号

改正

平成29年10月13日規則第31号
平成30年9月27日規則第24号
平成31年2月13日規則第6号
令和元年9月30日規則第13号
令和元年10月4日規則第14号
令和2年9月25日規則第47号
令和3年7月30日規則第35号
令和3年9月24日規則第40号
令和5年10月19日規則第20号
令和6年10月1日規則第15号
令和7年10月10日規則第21号
令和8年10月13日規則第21号

播磨町保育施設等の利用調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項に規定する保育所、認定こども園、又は家庭的保育事業等（以下「保育施設等」という。）の利用に係る調整及び要請について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）並びに児童福祉法において使用する用語の例による。

- (1) 町内保育士 播磨町（以下「町」という。）内保育施設等又は町立幼稚園に所属する保育士（みなし保育士を含む。）、保育教諭若しくは幼稚園教諭をいう。
- (2) 教育・保育給付認定 法第20条第4項の規定による教育・保育給付認定をいう。
- (3) 町外受託申込者 町に在住していない児童の保護者（転入予定者又は町内保育士（内定している場合を含む。）を除く。）であって、当該保護者が在住する地方公共団体を経由して町内保育施設等の利用について申し込んでいるものをいう。
- (4) 企業主導型保育事業 企業主導型保育事業等の実施について（令和5年6月27日付けこ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）別紙第2に規定する企業主導型保育事業をいう。

(利用申込み)

第3条 教育・保育給付認定を受けた児童の保護者は、保育の利用を希望するときは、教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書（児童台帳）（別記様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により保育の利用を希望する保護者は、利用調整のための審査及び調査に必要な書類を提出しなければならない。ただし、教育・保育給付認定の申請をするときに、利用調整のために必要な書類の提出があったと認められる場合は、これを省略できる。

(利用調整)

第4条 町長は、前条の規定による利用申込みがあったときは、別表第1に定める利用調整基

準に基づき算定した指数が高い児童から順に保育の利用に係る優先順位を決定するものとする。この場合において、当該指数が同一である児童が複数いる場合は、別表第2に定める順位により保育の利用に係る優先順位を決定するものとする。ただし、町外受託申込者の優先順位が、町内在住申込者の優先順位を上回ることはないものとする。

2 町長は、前項に規定する利用調整（以下「利用調整」という。）の結果、保育の利用を決定したときは、当該利用申込みをした保護者に通知するものとする。

3 町長は、利用調整の結果、次のいずれかに該当するときは、当該利用申込みをした保護者に対し保育の利用を認めないことができる。この場合において、町長は、当該利用申込みをした保護者に通知するものとする。

（1） 希望する保育施設等の利用児童総数が、既に利用定員を超過しているとき。

（2） 第1項の規定により決定した優先順位が当該利用申込みに係る児童より高い児童について保育の利用を決定したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

4 町長は、現に2人以上の小学校就学前子どもが、それぞれ異なる保育施設等又は町立幼稚園を利用している町内在住保護者（全ての小学校就学前子どもが町立幼稚園を利用している場合を除き、保育施設等の利用は保育の利用に限る。以下「異なる施設利用保護者」という。）が存在する場合において、翌年度当初までの間に新設予定保育施設等（町内で新たに開所する予定の保育施設等をいう。以下同じ。）があるときは、必要に応じて当該異なる施設利用保護者の意向を確認し、当該異なる施設利用保護者に係る小学校就学前子どもについて、他の小学校就学前子どもに先行して新設予定保育施設等に係る利用調整を行うことができる。

（利用申込みの特例）

第5条 町長は、前条第3項の規定により保育の利用を認めないものとした保護者が、引き続き当該保育の利用を希望する場合は、当該利用申込みにより保育の利用を希望した月の属する年度の3月を対象とした利用調整をするまでの期間利用申込みがあったものとみなし、再度の利用申込みを必要としないことができる。

（調査）

第6条 町長は、利用調整に関し必要な調査を行うことができる。

2 町長は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、関係人に対し、文書の提出若しくは提示又は説明等を求めることができる。

（保育施設等の利用の制限又は実施の解除）

第7条 町長は、児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を制限し、又は保育の実施を解除することができる。

（1） 保護者が法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者でなくなったとき。

（2） 保護者が児童の退所又は長期の欠席を届け出たとき。

（3） 児童が保育施設等を月の初日から末日までの期間の全日数にわたって欠席したとき。

（4） 児童が感染症疾患を有し、他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

（5） 町外に転出したとき。

（6） その他町長が保育の実施の継続を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により保育の実施を解除するときは、その理由を付して、当該児童の保護者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、保育所等の利用調整に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による規定は、平成29年度以後の保育所等利用申込から適用し、平成28年度以前の保育所等利用申込については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年10月13日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の播磨町保育施設等の利用調整に関する規則の規定は、令和9年4月1日以後の入所を希望する利用申込みから適用し、同日前の入所を希望する利用申込みについては、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

1 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数
	類型	細目	
1	就労	月160時間以上の就労を常態とするもの	20
2		月144時間以上の就労を常態とするもの	18
3		月128時間以上の就労を常態とするもの	16
4		月112時間以上の就労を常態とするもの	14
5		月96時間以上の就労を常態とするもの	12
6		月80時間以上の就労を常態とするもの	10
7		月64時間以上の就労を常態とするもの	8
8	妊娠	妊娠中（番号 9、10 又は 11 に該当するものを除く。）であるもの	7
9	出産	出産予定月の前々月の期間にあるもの	10
10		出産予定月の前月の期間にあるもの	12
11		出産予定月又は出産月の後 8 週目を含む月末までの期間にあるもの	14
12	疾病又は負傷	入院 傷病等（難病を含む。以下同じ。）により 1 月以上の入院を要すると医師が診断し、又は現に 1 月以上入院しているもの	20
13		居宅内療養 傷病等により常時臥床状態の安静を要すると医師が診断したもの	20
14		傷病等により日常生活に著しい制限を要すると医師が診断し、又は週 3 日以上に通院若しくは通所を要する一般療養のもの	14
15		傷病等により保育が困難であると医師が診断したもの	11
16		番号13、14及び15以外のもので、療養を要すると医師が診断したもの	8

17	障害	身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、療育手帳 A 判定又は精神障害者保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級を保持するもの	20
18		身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 1 判定若しくは B 2 判定又は精神障害者保健福祉手帳 3 級を保持するもの	14
19		身体障害者手帳 4 級、5 級又は 6 級を保持するもの	8
20	常時介護 又は看護	身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級、特別児童扶養手当 1 級資格者証を保持する者又は番号 12 若しくは 113 に該当すると医師が診断した者の介護又は看護を行っているもの	20
21		身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 1 判定若しくは B 2 判定、精神障害者保健福祉手帳 3 級、特別児童扶養手当 2 級資格者証を保持する者又は番号 14 に該当すると医師が診断した者の介護又は看護を行っているもの	12
22		身体障害者手帳 4 級、5 級又は 6 級を保持する者又は番号 15 若しくは 16 に該当すると医師が診断した者の介護又は看護を行っているもの	8
23	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているもの	20
24	求職活動	求職のための活動をしているもの	4
25	就学・職業訓練	学校、専修学校若しくは各種学校又は公共職業能力開発施設等に月 64 時間以上通学するもの	8～20
26		番号 25 以外のもの	4
27	虐待・DV	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者である場合又は児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けた児童の保護者であるもの	20
28	その他	番号 1 から 27 までに掲げるもののほか、保育の利用が必要であると認められるもの	4～20

備考

- この表の基準指数は、各番号に掲げる保護者の状況に該当するものが複数ある場合は、当該基準指数の値が最も高いものを適用する。ただし、番号 9 から 11 までのいずれかの状況にあって、かつ、番号 1 から 7 までのいずれか、番号 25 又は 26 の状況にある場合は、番

号9から11までの基準指数を適用する。

- 2 番号1から7までに規定する就労時間には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条第1項に規定される最低限度の休憩時間を含むものとする。また、保護者が自ら営む事業の開始予定日が利用調整の対象となった月（当該月が4月の場合に限り、利用申込みのあった日から当該月までの期間を含む。）に属する日である場合における起業準備に要する時間は、就労時間とみなす。
- 3 番号25に規定する「学校、専修学校若しくは各種学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校、専修学校又は各種学校をいい、「公共職業能力開発施設等」とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業能力開発施設及び職業訓練施設をいう。
- 4 番号25の基準指数は番号1から7までに掲げる基準指数の例によるものとする。
- 5 各保護者の最も高い基準指数の和を保護者の数で除した数値を当該児童に係る基準指数とする。

2 調整指数

条件番号	条件	調整指数
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労し、又は就労が内定しているとき。	3
2	ひとり親家庭であるとき。	5
3	主たる生計者が解雇、倒産等により早急に就労することを要するとき（基準指数の類型が求職活動に該当するものに限る。）。	10
4	申込児童が身体障害者手帳若しくは療育手帳を保持するとき、又はそれと同程度の障害を有すると認められるとき。	4
5	申込児童が双生児その他これに類する児童であり、当該児童（転園を希望する児童を除く。）が同時に保育施設等の利用を希望するとき。	2
6	3歳以下の児童を対象とする家庭的保育事業等を利用している場合で、当該利用に係る児童が対象年齢外となることに伴い保育施設等の利用を希望するとき。	7
7	申込児童の兄弟姉妹が引き続き利用する保育施設等の利用を希望するとき。	3
8	条件番号7に該当する場合で、申込児童が希望する保育施設等と異なる保育施設等を利用しているとき。	4
9	同時に2人以上の児童（利用している保育施設等からの転園を希望する児童を除く。）について保育の利用を希望するとき。	3
10	申込児童が保育施設等の一時預かり又は認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）を月64時間以上現に利用しているとき。ただし、条件番号11に該当する場合においては、やむを得ずに復職している場合に限る。	2
11	保護者が産後休業又は育児休業を取得している場合で、希望する保育の利用開始日が属する月の翌月1日までに復職予定（育児休業の期間を前倒して復職する見込みの場合を含む。）のとき（復職予定であった保護者が、保育の利用が決定しなかったことにより、やむを得ず復職している場合を含む。）。	3
12	利用希望日の属する年度と同一年度に自己都合による辞退歴があるとき。	－10

13	町内保育施設等を利用する児童が転園を希望するとき（条件番号8に該当するもの若しくは条件番号17又は20に該当するものであって町長がやむを得ないと認めたものを除く。）。	－ 5
14	保護者が、町内保育士として就労し、又は内定しているとき（月160時間以上勤務する場合に限る。）。	10
15	保護者が、町内保育士として就労し、又は内定しているとき（条件番号14に該当するものを除き、月120時間以上勤務する場合に限る。）。	6
16	保護者が、町内保育士として就労し、又は内定しているとき（条件番号14又は15に該当するものを除く。）。	3
17	虐待のおそれがある場合等、社会的擁護が必要であると認められるとき。	5
18	保育所等の利用予約を申請しており、仮決定を既に通知されているとき。	20
19	申込児童が同一保育施設等において、認定こども園教育部（認定こども園の機能のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第8項に規定する教育を行う機能を有する部分をいう。以下同じ。）から認定こども園保育部（認定こども園の機能のうち、認定こども園法第2条第9項に規定する保育を行う機能を有する部分をいう。）への移行を希望しているとき（基準指数の類型が求職活動に該当する場合を除く。）。	10
20	児童福祉等の観点から特に保育の利用が必要であると認められるとき。	1～10

備考

- 1 調整指数は、各条件に該当するものが複数ある場合は、当該調整指数を合算して算出するものとする。
- 2 条件番号2に規定するひとり親家庭とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。
- 3 条件番号10に規定する一時預かりとは、児童福祉法第34条の12第1項に規定する届出を行った施設のうち、「一時預かりの実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号）で定める一般型の事業を行う施設をいい、認可外保育施設とは、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）をいう。
- 4 条件番号9及び13に規定する保育施設等は、認定こども園教育部を除くものとする。

別表第2（第4条関係）

1	保育施設等の希望順位が高いもの
2	保護者のいずれかが町内保育士として勤務している世帯（月120時間以上勤務する場合に限る。）
3	保護者のいずれかが町内保育士として内定している世帯（月120時間以上勤務する場合に限る。）
4	申込児童の待機期間（引き続き保育の利用を希望している期間をいう。）が長いもの
5	別表第1に定める利用調整基準に基づき算定した基準指数が高いもの
6	町内に勤務し、又は内定しているもの
7	申込児童が過去にいずれの保育施設等も利用していないもの
8	養育する児童の人数が多い世帯
9	過去に保育料を滞納していない世帯
10	申請日が早い世帯

別記様式（第3条関係）

保

受付番号

☐新規 ☐継続 ☐転園

年度用(年4月～ 年3月入所分)

教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書(児童台帳)

播磨町長様

年 月 日

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び特定教育・保育施設等の利用申込みをします。

申請児童	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	氏名	年4月1日時点の年齢	令和8年度以前からの申請の有無 有 ・ 無
保護者連絡先	(父携帯)	(母携帯)	(自宅)
現在の住所地①	〒 兵庫県加古郡播磨町		
保護者の1月1日時点の住所地②(前年及び本年)	・ 年1月1日時点 ☐ 播磨町内 ※住所が町外の場合は以下に記入 ☐ 父 都・道・府・県 市・区・町・村 ☐ 母 都・道・府・県 市・区・町・村		

1.世帯員の状況(二世帯住宅や別棟などでも、同一敷地内の場合は、「同居」とみなして全員記入してください)
※別住所地で生計を一にしている児童がいる場合は、戸籍謄本及び住民票を添付の上「同居」として記入してください。

児童の世帯員	申請者	フリガナ	氏名	児童との続柄	生年月日	年4月1日時点の年齢	性別	障がい等の有無	保育を希望する月の状況(就労・育休中等)	
	☐	☐		父	S H R 年 月 日生	歳	男・女	有・無	就労・育休・療養・介護・求職・その他()	
				母	S H R 年 月 日生	歳	男・女	有・無	就労・育休・療養・産休・妊娠・予定日() 介護・求職・その他()	
				本人	R 年 月 日生	歳	男・女	有・無	現在利用中の施設 有 () 無 ()	現在申請中の施設 有 () 無 ()
					S H R 年 月 日生	歳	男・女	有・無	現在利用中の施設 有 () 無 ()	現在申請中の施設 有 () 無 ()
					S H R 年 月 日生	歳	男・女	有・無		
					S H R 年 月 日生	歳	男・女	有・無		
					S H R 年 月 日生	歳	男・女	有・無		
					S H R 年 月 日生	歳	男・女	有・無		

2.保育を希望する期間、希望する特定教育・保育施設等

教育・保育を希望する期間	年 月 日から 年 月 末日まで	☐ 小学校就学前まで	
保育が決定しなかった場合は、引き続き希望されますか？		☐ 希望する ☐ 希望しない	
◎町外保育施設等を希望される場合は、必ず町内保育施設より上位に町外保育施設等を記載してください！			
希望する特定教育・保育施設等	第1希望	希望理由	幼稚園、認定こども園教育部併願の有無(有りの場合、幼稚園等にも申請が必要)
	第2希望	希望理由	☐ 有 ☐ 無
	第3希望	希望理由	併願する施設名
	第4希望	希望理由	
	第5希望	希望理由	希望する保育時間
	第6希望	希望理由	☐ 標準時間(1日あたり11時間の保育) ☐ 短時間(1日あたり8時間の保育)
	第7希望	希望理由	※第7希望は0～2歳児クラスのみ希望可能

(注)入所決定を辞退された場合、以降の利用調整で減点され不利になりますので、利用希望保育所等には通園可能な園のみ選択してください。

3.同時に利用を申し込む兄弟姉妹がいる場合、別紙もご提出ください。(裏面もご記入ください。)

4.児童、家庭の状況等

出生時の状況		妊娠(週目)で出産 出生時体重(g)						
分娩時の状況		□正常 □手術 □吸引 □その他()						
健康 状況	慢性疾患等	□なし □あり (ありの方は以下に記入してください)						
		病名			病院名			
		発症年齢	歳 月	経過観察の頻度	□年 □3月 □月 □週 に 回			
		※慢性疾患等がある方は、診断書の提出を求める場合があります。						
	食物アレルギー	□なし □あり (ありの方は以下に記入してください)						
		今までにショック症状を起こしたことはありますか？				□いいえ □はい		
		除去食を実施していますか？				□いいえ □はい		
		除去にあたっては医師の指示に基づいていますか？				□いいえ □はい		
	※ショック症状があった場合や除去食が必要な場合は、医師の生活指導表等が必要です。							
	食物以外のアレルギー	□なし □あり → アレルギーの種類()						
アトピーの有無	□なし □あり							
ひきつけの経験	□なし □あり → (歳 月 □発熱なし □発熱あり → °C 回)							
服薬の有無	□なし □あり → □朝 □昼 □晩 (1日 回) 薬名()							
※町内保育施設では原則、薬は預かりません。 個別対応が可能かは、保育施設に直接ご相談ください。								
発達 状況	首のすわり	か月頃 寝返り		か月頃 お座り		か月頃		
	ハイハイ	か月頃 つかまり立ち		か月頃 歩き始め		か月頃		
	人見知り	か月頃 親の後追い		か月頃				
	音や声のする方を向きますか？		□はい □いいえ		視線が合いますか？		□はい □いいえ	
	「～持ってきて」等の簡単な指示を理解して行動しますか？				□はい □いいえ			
	「マンマ チョウダイ」「ワンワン キタ」等の2語文を話しますか？				□はい □いいえ			
	じっとしていないといけな場面じっとしていることが苦手ですか？				□はい □いいえ			
	健康診査	4か月		10か月		1歳6か月		3歳
		□未 □健康 □要観察	□未 □健康 □要観察	□未 □健康 □要観察	□未 □健康 □要観察	□未 □健康 □要観察		
	※申込後から入園までに受けた健康診査で、「要観察」になった場合は、早急にご連絡ください。							
言葉や発達について相談している病院等があれば、ご記入ください。								
その 他	育児や発育のことで相談している人は誰ですか？		□配偶者 □祖父母(□父方 □母方) □その他() □いない					
	現在の保育状況		□ 家庭(内・外)で が保育している □()に在籍中					
	上記以外で、健康上・発達上気になることや食事等で生活上配慮が必要なことを記入してください。							
保育を希望する時間		平日	午前 時 分 ～ 午後 時 分					
		土曜	午前 時 分 ～ 午後 時 分					
児童の送迎者及び方法		送り	□父 □母 □祖父母 □その他()		方法	□徒歩 □自転車 □自動車 □その他()		
		迎え	□父 □母 □祖父母 □その他()		方法	□徒歩 □自転車 □自動車 □その他()		
祖 父 母 方	氏名(生年月日)	祖父	(. .)		氏名(生年月日)	祖父	(. .)	
		祖母	(. .)			祖母	(. .)	
		〒 - -		〒 - -				
		住所及び連絡先		住所及び連絡先		住所及び連絡先		

※祖父母連絡先については、緊急連絡先として使用する場合があります。